

消費生活用製品の安全確保に向けた 制度措置の論点

令和5年10月

産業保安グループ 製品安全課

環境変化を踏まえた課題

- 「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」（2023年1～6月）において、
 - － 海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のあり方
 - － 子ども用製品による事故の未然防止に向けた取組のあり方について議論を行い、一定の整理がなされたところ（以下、御参照）。
- こうした整理を踏まえつつ、今後、上記課題を踏まえた制度化に向けた検討を進めるにあたっての、主な論点は以下のとおり。

【海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保】

- ・製品安全4法に基づく適法な製品の流通のための環境整備の必要性
- ・重大製品事故発生時の対応の必要性
- ・違反品減少に資する情報公表の必要性

等

【子ども用製品による事故の未然防止】

- ・（事故発生前からの）安全規制のあり方/民間の任意規格（STマーク/SGマーク）の活用

- こうした整理を踏まえつつ、今後、制度化に向けた検討を進めるにあたり、御審議いただきたい論点は次項のとおり。

御審議いただきたい論点①

論点 1. 海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置

● 現行の製品安全 4 法で想定する「製造事業者」「輸入事業者」が不存在の場合の安全確保の必要性

・インターネットモール等を通じて海外から直接製品を販売する事業者を製品安全 4 法においてどのように位置づけるか。

ー製品安全 4 法は、製品の国内市場への第一次的供給者である「製造事業者」「輸入事業者」を届出事業者として位置づけ、製品の安全確保の観点からの技術基準への適合や表示等の義務を課す法体系

・海外に存在する事業者について、国内において必要な措置をとる者が必要か。

● 海外に存在する事業者に対する措置の実効性確保をはじめとして、インターネットモール等を通じて販売される製品の安全確保の必要性

・インターネットモールを運営する事業者等に対する製品安全確保のための制度的措置が必要か。

・販売事業者、インターネットモール運営事業者、消費者などの関係者が、製造・輸入事業者の（届出）情報を迅速・容易に確認できるような制度が必要か。

製品安全誓約（抜粋）

1. 規制当局等のウェブサイトから、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
2. 規制当局がリコール製品や安全ではない製品に関する情報を通知し、又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
3. 規制当局から出品削除要請を受けてから 2 営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。

御審議いただきたい論点②

論点2. 子ども用製品による事故の未然防止のための制度的措置

- **事故の未然防止のため、子ども用製品を規制の対象とし、具体的な対象製品やそれぞれ安全性に関する基準を規定する必要性**
 - ・「子ども用」であるが故に他の製品と異なり検討すべき措置はあるか。
 - －STマーク/SGマークの取組や海外事例を参考にしているかどうか。
（例）STマークは、技術基準適合に加え、対象年齢や注意喚起（警告）を表示。
 - ・すでに製造・輸入された製品についての取り扱いをどのように考えるか。